

プラスチック製容器包装及びPETボトル分別基準適合物の品質調査結果について

I プラスチック製容器包装の品質調査結果

1 実施概要

(1) 実施日

平成26年6月24日(火曜日)

(2) 場所

エム・エム・プラスチック株式会社

(平成26年度、目黒区のプラスチック製容器包装再商品化事業者)

2 評価結果

(1) 破袋度評価

B(未破袋数:0.3個/Kg)

(2) 容器包装比率評価

B(容器比率:88.07%)

(3) 禁忌品評価

D(危険品のみ有り)

※「プラスチック製容器包装ベール品質評価記録書」を参照

3 「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」

別紙1「プラスチック製容器包装の評価項目と評価方法及び評価結果のランク判定」
のとおり

II PETボトル分別基準適合物の品質調査結果

1 実施概要

(1) 実施日

平成26年6月12日(木曜日)

(2) 場所

JFE環境株式会社 川崎ペットボトルリサイクル工場

(平成26年度上半期、目黒区のPETボトル再商品化事業者)

2 評価結果

総合判定:Aランク(132点)

※「PETボトル分別基準適合物(ベール品)の品質調査結果記録表」及び「PET
ボトル分別基準適合物(ベール品)の品質ランク区分及び配点基準」を参照

3 「品質の調査・判定方法」及び「評価結果の総合判定」

別紙2「PETボトル分別基準適合物の品質の調査・判定方法及び評価結果の総合判
定」のとおり

以 上

プラスチック製容器包装ベール品質評価記録書

印刷日：平成26年6月24日
実施日：平成26年6月24日

(一回目)

再商品化学業者名称	5180912	エム・エム・プラスチック株式会社
市町村又は組合名称	13110	目黒区
指定保管施設名称	02	京浜島リサイクルセンターリベース2002
評価実施場所名称	富士プラスチック資源化工場	
評価実施所在地	千葉県富津市 新宮66番1	
実施者役職	係長	実施者名
協会立会者名	なし	協会委嘱調査員名
市町村立会者所属		市町村立会者役職
市町村立会者名		検査対象
特記事項		混合系ベール
外観の汚れ状況	サビ汚れが多少見られる	

※ 外観の汚れ状況 (記入例) : 外見ベール表面が機械の錆、泥・水分の付着で汚れている、食物残渣の溜まりが見られる、異臭がある

測定方法	測定項目	サンプル数	実測値				平均値	
			高さ	幅	奥行き	体積(立方m)		
かさ比重	ベール寸法 (m)	サンプル1	1.10	0.98	1.03	1.11	1.10	
		サンプル2	1.10	0.97	1.03	1.10		
		サンプル3	1.09	0.96	1.03	1.08		
	保管所から任意の3ベールを取り出し計量する	ベール重量 (kg)	サンプル1	214.5	ベールのかさ比重 =重量(kg)÷体積(立方m)÷1,000			208.2
			サンプル2	207.5				
			サンプル3	202.5				
	かさ比重	サンプル1	0.19	ベールのかさ比重 =重量(kg)÷体積(立方m)÷1,000			0.19	
		サンプル2	0.19					
		サンプル3	0.19					
	ベール品のバンド種類等	種類	PPバンド 内側透明フィルム巻					
		本数	15					
		間隔						

評価項目	判定基準					評価
	5点	3点	0点	未破袋数		
破袋度	5点 (0.2個未満/kg)	3点 (0.2個以上～0.4個未満/kg)	0点 (0.4個以上/kg)	未破袋数	21個	
収集の際使用された袋が確実に破袋され中身が分別されている	殆ど破袋されている	少し破袋されていない袋が見られる	破袋されていない袋がかなり目立つ		3点	

評価項目	対象物	秤量値	容器比率
プラスチック製容器包装	解こんし、床に広げた評価サンプルから、以下の異物を除去した残りの重量	55.08 Kg	88.07%
汚れの付着したプラスチック製容器包装	汚れの付着したプラスチック製容器包装(容器包装が中身の付着でべつしている、または、強い異臭がある、複数の容器包装が中身により固まっている)を取出す。	2.54 Kg	4.06%
指定収集袋	市町村一部事務組合指定の収集袋、及び市販の収集袋を取り出す。	0.32 Kg	0.51%
PET区分の容器	PET区分の容器(清涼飲料用PETボトル、酒類用PETボトル、しょうゆ用PETボトル)を取出す。	0.68 Kg	1.09%
他素材容器包装(缶、ビン、紙製容器包装)	他素材の区分の容器(ガラスびん、缶、紙、ダンボール等)を取出す。	0.66 Kg	1.06%
容器包装以外のプラスチック製品等	容器包装以外のプラスチック製品(パケツ等の日用雑貨品、おもちゃ、おもちゃ等)を取出す。	1.54 Kg	2.46%
事業系廃棄物	事業系の容器包装(業務用容器類、大量の結束バンド等、明らかに事業系とわかる容器包装類)	0.00 Kg	0.00%
その他	衣類、履物、木屑、禁忌品等上記以外の異物を取出す。	1.72 Kg	2.75%
異物合計		7.46Kg	11.93%
評価対象重量		62.54Kg	100%

禁忌品評価	医療系廃棄物	感染性の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液バック部分は除く)等の混入の有無を見る。	無	混入ありの場合の品名・個数
	危険品	ガスライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池、刃物、カミソリ、ガラスの破片等の危険品の混入の有無を見る。	有	混入ありの場合の品名・個数 スプレー缶1 カミソリ替刃4 ガラス片1 陶器片多数

品質評価	評価項目	破袋度	容器包装比率	禁忌品	かさ比重
	A	5点	90%以上	医療系廃棄物	0.19
	B	3点	85%以上 90%未満	無	
	D	0点	85%未満	危険品	
	ランク判定	B	B	有	

[別紙1]

プラスチック製容器包装の「評価項目と評価方法」及び「評価結果のランク判定」

1 評価項目と評価方法

ベールの品質評価項目は、「収集袋の破袋度評価」、「容器包装比率評価」及び「禁忌品の有無評価」の3項目とし、ベールの形状については参考値、参照項目とする。

評価方法は、あらかじめ保管してあるベールのうち、取り出したサンプルベールの目視による評価と、実測、計量による評価を併用し、品質評価記録書に記録する。

※ 「ベール」とは、廃プラスチック製品や古紙を圧縮して結束したもの。

(1) ベールの形状(重量、寸法、かさ比重、結束材)と外観……………【参考値、参照項目】

ア 重量、寸法、かさ比重

(ア) サンプル

あらかじめ保管してあるベールのうち3ベールを使用する。

(イ) 測定方法

- ① ベールの重量を測定し、kg単位小数点以下1桁までを記録する。
- ② 重量を測定したベールのサイズ(幅・奥行き・高さ)をメジャーで測定(メートル単位で小数点以下2桁まで記録)し、体積を計算する。

イ ベールの結束材(バンド種類等)

(ア) サンプル

かさ比重測定用の3ベールを使用する。

(イ) 測定方法

- ① ベールの結束材によって結束されている場合、結束材の種類、本数、間隔を記録する。
- ② ベールがフィルムによって梱包され、結束材が使用されていない場合は、種類記入欄には「フィルム巻」と記入し、本数、間隔等の記入欄は「-」を記入する。

ウ ベールの外観

(ア) サンプル

かさ比重測定用の3ベールを使用する。

(イ) 評価方法

目視により、ベールの外観汚れの状態、特徴等を表記。

- ① 収集運搬、選別圧縮梱包の工程で発生する機械、装置等によるベールの汚れの状態を見る。
- ② 食物残渣による汚れ、カビ、固まり、汚れの飛散、油のべとつき等の状態を見る。
- ③ ベールの臭気の状態、虫等の発生の状態を見る。

(2) 収集袋の破袋度評価

ア サンプル

目視評価した3ベールから、1ベール20kg以上ずつ取り出し重量を測定(kg単位小数点以下2桁まで記録)し、サンプル合計が60kg~80kgとなるようにし、その総重量を測定し、評価対象重量とする。

イ 評価方法

- ① 収集袋が破袋されずにベール化されている状態を見る。

② 未破袋の数量を数え、数を評価対象重量で割り込んだ(個数/kg)値を算出する。

ウ 未破袋の判断基準

(ア) 未破袋とは、以下の状態をいう。

- ① 袋に裂け目が無く口が閉じられ、袋内の内容物が容易に確認できないもの。
- ② 袋に裂け目があり、手で振って内容物が外にバラけても未破袋とする。また、その中に小袋があった場合、小袋も未破袋として扱う。

(イ) 袋の内容物が容易に確認できる次の事例は、未破袋とは見做さない。

- ① PETボトルのキャップだけが袋に入れられていると容易に判別できる場合。
- ② 菓の包装材だけが袋に入れられていると容易に判別できる場合。
- ③ コンビニ等の弁当空容器が1個程度レジ袋に包まれている場合。
- ④ 袋の大きさが目安としてこぶし大程度までの場合。

(3) 容器包装比率評価

ア サンプル

破袋度評価に使用した60kg~80kgのサンプルを評価する。(破袋度評価において未破袋と判定された袋も、破袋し中身を取り出し評価する。)

イ 評価方法

- ① 分別基準適合物以外の異物(汚れの付着したプラスチック製容器包装、指定収集袋及び市販のごみ袋、容り法でPETボトルに分類されるPETボトル(以下「PET区分の容器」という。)、他素材の容器包装、容器包装以外のプラスチック製品、事業系のプラスチック製容器包装、その他の異物、禁忌品)を取り出し、それぞれの重量をkg単位(小数点以下2桁まで記録する)で測定する。
- ② サンプル総重量から異物の総重量を差し引き、容器包装の重量を算出する。

ウ 異物の判断基準

(ア) 汚れの付着したプラスチック製容器包装

容器包装が中身の付着(食品残渣等)でべとついている。又は強い異臭がある、複数の容器包装が中身により固まっている(もらい汚れ)状態のプラスチック製容器包装、土砂や水分(雫が垂れている)等を汚れの付着したプラスチック製容器包装とする。

(イ) 指定収集袋及び市販のごみ袋

- ① 次の袋を指定収集袋及び市販のごみ袋とする。
 - ・ ベール品質調査対象の市町村、一部事務組合、あるいは一部事務組合等の構成市町村の名称が表示されている指定収集袋。
 - ・ 指定収集袋にプラマークが表示されている場合であっても指定収集袋とする。
 - ・ 市販のごみ袋。
- ② 次の収集袋は「容器包装以外のプラスチック製品等」に区別する。
 - ・ 他の市町村等の名称が表示されている指定収集袋。
 - ・ 新聞販売店が購読契約の取れた家庭にサービスで提供する新聞社名が表示されている収集袋。

(ウ) PET区分の容器

- ① PET製の容器(ボトル)のラベルに識別表示(PETリサイクルマーク)が表示されている容器を、PET区分の容器とする。
- ② ラベルがはがれた状態のPET製の容器
清涼飲料用PETボトルの場合はキャップ部、ボトル側面等に賞味期限が表示

されている場合があるので、これらの表示がある場合はPET区分の容器とする。

③ ラベルの欠損、容器の変形等によりPETリサイクルマークが確認できない場合、ラベルの記載内容から、清涼飲料、酒類（飲用に限る）、みりん、しょうゆの容器であることが明らかな場合はPET区分の容器とする。

④ しょうゆ以外の特定調味料の容器については、ラベルにPETリサイクルマークの表示が確認された場合のみPET区分の容器とする。

※ しょうゆ以外の特定調味料とは、平成20年2月の施行令改正により定められた、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味料、ドレッシングタイプ調味料（ただし、食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの）

⑤ 上記に該当しない容器は全てプラスチック製容器包装とする。

(エ) 他素材の容器包装（金属、ガラス、紙製等の容器包装）

缶、ガラスびん、紙製の容器包装、ダンボール等

(オ) 容器包装以外のプラスチック製品

容器又は包装に該当しないプラスチック製品。

(カ) 事業系のプラスチック製容器包装

事業系廃棄物と判定するためには、一般家庭からではなく事業所から排出されたとみなせる根拠が必要である。

① 排出したとみなされる事業所・部署名が明示されているプラスチック製の容器包装。

② 通常家庭からは排出されない建築資材のプラスチック製の容器包装であって、建築資材であることが明示されているプラスチック製の容器包装。

③ 通常家庭では使用されない業務用商品のプラスチック製の容器包装。

④ 明らかに病院等医療機関から排出されたとみなせるプラスチック製の容器包装。

⑤ プラスチック製容器包装以外の事業系廃棄物。

(キ) その他の異物

容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。

(ク) 禁忌品

① 医療系廃棄物

感染症の恐れのある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ、針（輸液バッグは除く）。

② 危険品

・ ガスライター（液体燃料が空の場合も危険品に該当する。）、ガスボンベ、スプレー缶（穴あきされている場合は他素材容器包装とする）、乾電池等発火の危険性のあるもの。

・ 刃物、カミソリ、釘、鋸、ガラスの破片等けがをする危険性のあるもの。

(4) 禁忌品の有無評価

容器包装比率の評価で「医療系廃棄物の混入」及び「危険品の混入」の有無を確認する。

ア 評価方法

① ベールの中に「医療系廃棄物」に該当するものが混入しているか評価する。

② ベールの中に「危険品」に該当するものが混入しているか評価する。